

令和 7 年度第 1 回 公立沖縄北部医療センター整備協議会
幹事長報告

1 幹事会の概要

日時：令和 7 年 7 月 8 日（火）15 時～16 時 30 分

場所：沖縄県北部合同庁舎 2 階大会議室

内容：協議事項 3 件・報告事項 4 件

2 協議事項

(1) 国への要請について

- 資料 1 に沿って事務局より説明。特に意見等なし。
- 国への要請について、事務局案のとおり了承された。

(2) 病床機能の見直しについて

- 資料 2 に沿って事務局より説明。主な意見等は次のとおり。

ア 医療環境の変化と緩和ケアニーズの高まりから、病床機能の見直しが必要であるため、提案への同意をお願いします。

イ 北部地区病院は北部地域からの患者が多く、がん患者の 7 割は入院を希望する。北部の地域性として老々介護が多く、特に離島では在宅での医療措置が困難なため、急性期と緩和ケアを併せ持つ病院が必要である。

ウ 病床見直しによる変更に伴い、工期の遅れが生じるのか。

（事務局）現在進めている実施設計は 7 月末完了予定であり、予定通り工事を発注する。工事と並行して緩和ケア病棟整備に係る設計の見直しを進め、準備が整い次第、工事内容の変更（変更契約）を行う予定である。

- 病床機能の見直しについて、事務局案のとおり了承された。

(3) 琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）に係る協定について

- 資料 3 に沿って事務局より説明。主な意見等は次のとおり。

ア 琉球大学病院地域医療教育センター（仮称）は、公立沖縄北部医療センター内に機能として入るのか、或いは専用の諸室なども整備する予定なのか。

(事務局) 専用の諸室を整備する。特命教授は研修医を養成し、併せて北部医療センターの診療業務にも携わることとなる。

イ 協定案の協定期間が令和 11 年 3 月 31 日までと短く、令和 10 年に開院して、1 年間では不十分なため、期間の延長を検討すべきではないか。

(事務局) 毎年度 6 か月前までに 4 者のいずれかから協定延長しない旨の意思表示がなければ自動更新となることを付記している。

○ 琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)に係る協定について、事務局案のとおり了承された。

3 報告事項

(1) (一財)北部医療財団の現況について

○ 資料 4 に沿って事務局より説明。特に意見等なし。

(2) 整備の進捗について

○ 資料 5 に沿って事務局より説明。主な意見等は次のとおり。

ア 工事について、どのような発注方式とするのか。

(事務局) 総合評価方式で企業実績や技術力評価と金額を総合的に評価する事となる。

イ 債務負担行為か或いは継続事業とするのか。

(事務局) 債務負担行為を想定している。

ウ 建設費 30 億円の削減の内容はどのようなものか。

(事務局) 医療機能に影響がない意匠的な削減(花ブロック等)を行い、設備のグレードを下げるなど、全体として 30 億円程度の削減を行っている。

エ 工事発注後も物価上昇や賃金の上昇が見込まれるが、スライド条項を見込んでいるか。

(事務局) スライド条項を見込んでいる。

(3) 実施設計を踏まえた整備費と収支見通しについて

○ 資料 6 に沿って事務局より説明。主な意見等は次のとおり。

ア 病院事業債は前回試算から低減されているにも関わらず赤字が膨らんだ理由は何か。

(事務局) 病院事業債の借入利率が上昇し、利息の償還で経営を圧迫していることや、人件費の高騰等で損益収支が悪化したことが、病院事業債が低減したにもかかわらず赤字が膨らんだ要因である。

イ 新病院では、高度医療の提供に伴い、(現在の2病院よりも)高い診療報酬が得られると思うが、これを医業収益として見込んだ上で収支を試算することは可能か。

(事務局) 適切な人員配置が得られれば収益も上がってくることが想定されるが、それらを見込んでの試算は難しい部分があることから、現時点ではあくまでも機械的な算定を行った。

(4) (一社) 北部地区薬剤師会からの要請について

○ 資料7に沿って事務局より説明。特に意見等なし。